

# みどりのパートナー活動について

## 1 目的について

市民によるみどりの保全および緑化の推進を「みどりのパートナー」活動として平成24年度から取り組みを開始します。  
みどりのパートナー活動は、みどりの保全や緑化の推進を実践的、継続的にボランティア活動として取り組んでいただき、みどりの保全、まちなかのみどりを創出し、みどり豊かな環境の向上を図る活動です。

## 2 みどりのパートナー登録について

登録については、団体及び個人の2通りです。

①「団体」とは、所属会員のみで活動する団体です。

・ 団体登録したうち、「個人登録したみどりのパートナー」を受け入れて活動を行う受入団体があります。(別に届出を行う必要があります。)

②「個人」とは、「みどりのパートナー」として個人登録するものです。

※(1) 個人登録は、条例規則様式第9号に定める「みどりのパートナー個人登録申請書」の提出で手続き終了です。

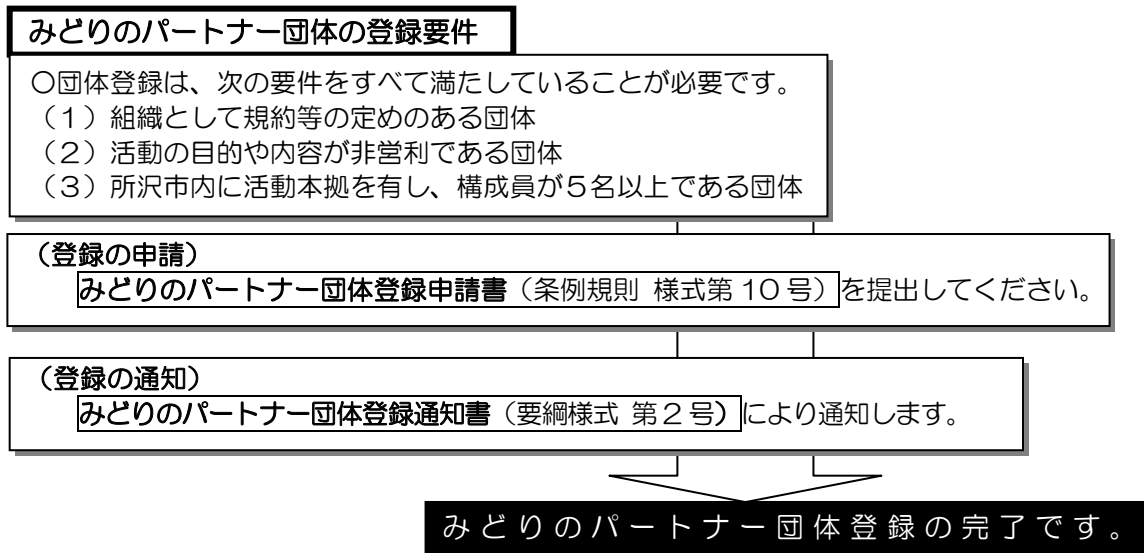
※(2) 市は、個人のみどりのパートナー及び受入団体に対し、登録情報を双方に提供しますので、双方が合意するように努め、合意ができれば、個人のみどりのパートナーは、受入団体の「活動の区域」で活動を行うことになります。

★活動の実施は、市が定める「活動の区域」の場合、あらかじめパートナー活動を行う前に活動の承認手続きが必要です。

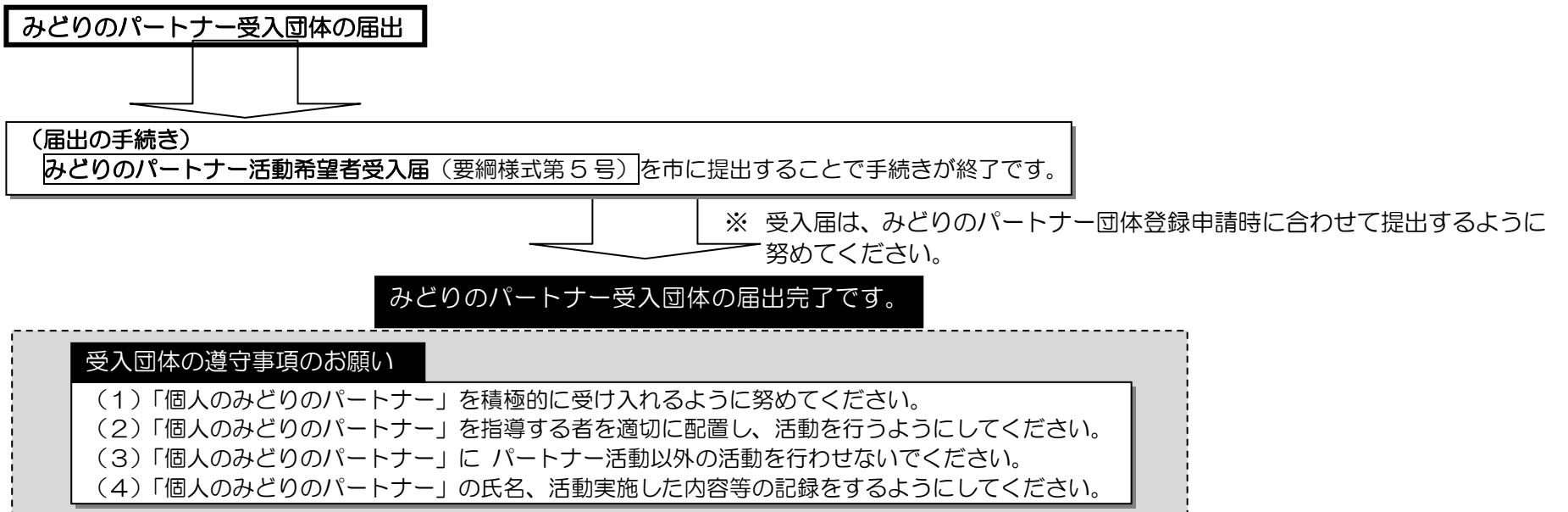
※みどりのパートナー登録のみだけでは、活動を実施することができません。

★みどりのパートナー登録した内容に変更があった場合は、**みどりのパートナー登録内容変更届(要綱様式第3号)**を提出してください。

### ■みどりのパートナー団体の登録申請の流れ



### ○「受入団体」届出の場合

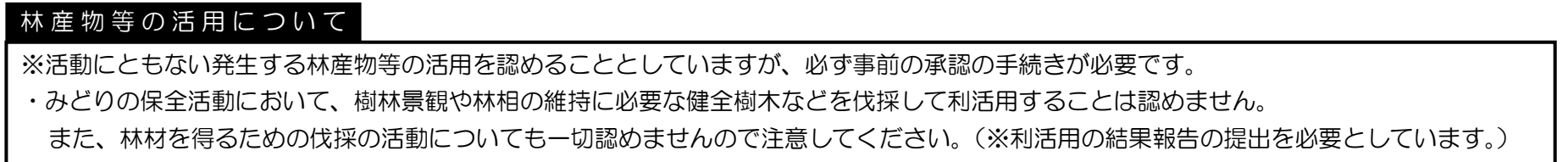


## 3 活動の実施について

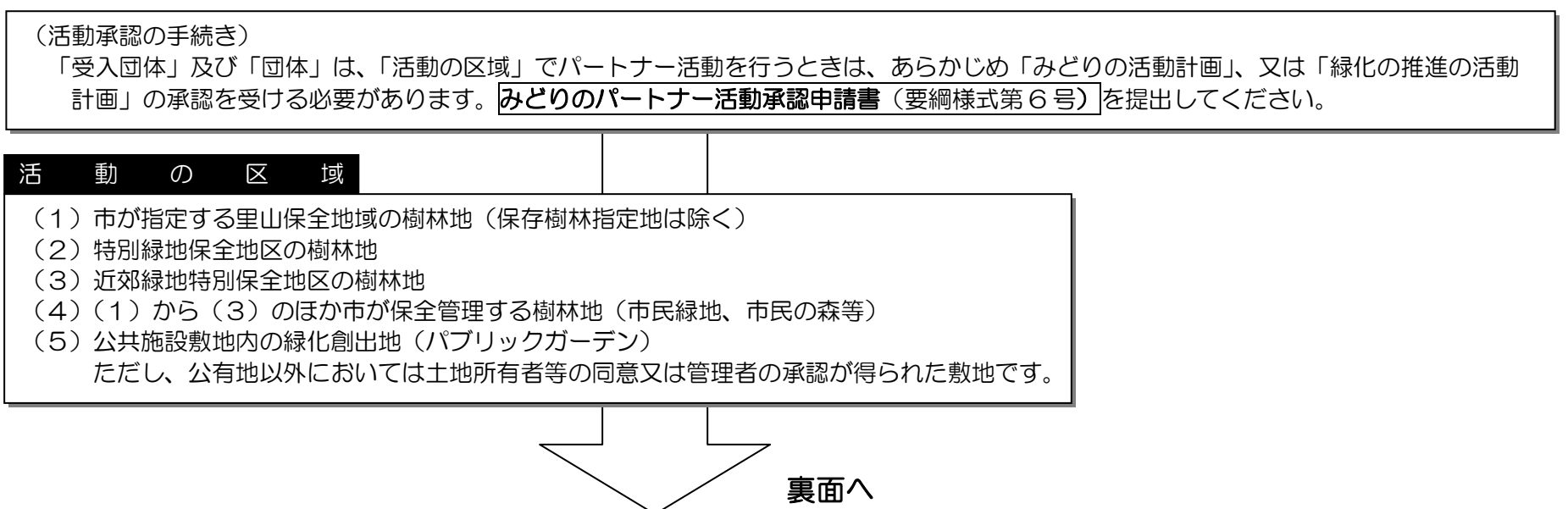
○市が定める「活動の区域」で活動実施する場合、実施前に活動の承認を得る手続きを行う必要があります。

○要綱に定める活動内容及び逸脱につながる活動を承認することはできませんので注意してください。

○承認を得た活動を終了した後は、報告書を提出する必要があります。なお、活動内容について不明な点等は、申請前に確認するようにしてください。



### ■活動承認の流れ



## 活動承認する内容

- (1) 条例第12条第1項に規定する保管理計画及び条例第24条第1項に規定する地域緑化推進計画に支障のない活動
- (2) 活動の区域のみどりの保全に係る除草、清掃、下刈り、間伐、枯木及び倒木の除去、補植等の活動並びに当該活動により発生した林産物等活用
- (3) みどりの保全に係る清掃及び美化活動
- (4) みどりの保全に係る環境教育
- (5) 生態系保全に係る活動
- (6) 緑化の推進を図るための草本類及び木本類植物などの植栽、肥培、除草等の活動
- (7) 緑化環境の向上を図るための修景、休養施設の整備及び管理
- (8) 緑化の推進に係る清掃及び美化活動
- (9) 動植物のモニタリング調査
- (10) その他市長が定める活動

### (通知の手続き)

承認又は不承認を決定し、活動の区域の**みどりのパートナー活動(承認・不承認)通知書(要綱様式第7号)**により通知します。

みどりのパートナー活動の承認

みどりのパートナー活動の実施

みどりのパートナー活動報告書を提出してください。

### 遵守事項のお願い

- (1) みどりのパートナー活動の終了後、速やかに**みどりのパートナー活動報告書(要綱様式第8号)**を市に提出してください。
- (2) みどりのパートナー活動報告書によるほか、市が報告を求めたときは、必ず報告を行うようにしてください。
- (3) 営利を目的とする行為は禁止です。
- (4) 市民の利用を妨げる行為を禁止します。
- (5) 近隣住民の迷惑になる行為を禁止します。
- (6) 以上の事項のほか、「活動の区域」の管理上、支障があると認める行為を禁止します。

## 4 登録及び活動承認の取り消しについて

「個人」「受入団体」「団体」の登録及び活動の承認の取り消しを行うことがありますので注意してください。

### みどりのパートナー登録団体の取消し

- (1) 対象活動地の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 登録基準を逸脱したとき。
- (3) 遵守事項を守らなかったとき。
- (4) 法令等に違反したとき。

### みどりのパートナー活動の承認取消し

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を行ったとき
- (2) みどりのパートナーとして適当でなくなったと判断したとき
- (3) その他みどりの保全及び緑化の推進上、著しく支障があると判断したとき

## 5 その他

上記の他、下記の内容について確認してください。

### (1) 登録情報の提供等

※市は、登録した個人及び受入団体の登録情報を双方に提供します。  
※市は、登録情報の提供を厳正に取り扱うものとします。  
※市は、登録情報について適正管理の義務を負うものとします。

### (2) 支援

市は、「活動の区域」において、活動を承認した団体に次の支援を行うことができるものとしています。

- (1) みどりのパートナー活動に必要な用具の貸し出しの支援
- (2) みどりのパートナー活動に必要な活動資金の支援
- (2) みどりのパートナー活動に必要な専門家の派遣の支援
- (3) みどりのパートナー活動に必要な情報提供の支援
- (4) みどりのパートナー活動に必要な研修機会等の提供支援
- (5) その他、みどりのパートナー活動に必要な啓発・周知の支援

※(1)以外の支援については、別に定める要綱により支援し、当該年度の予算範囲内での支援となります。

### (3) 損害賠償

承認団体が、故意又は過失によって承認内容を逸脱して活動区域内の樹木等を毀損したとき、又は土地に損害を与えたときは、費用負担していただくこととなります。活動にあたっては注意して行う必要があります。

### (4) 市の責任

市の承認を受けた活動内容以外の活動により生じた事故、又は市が指示した安全対策及び防護対策の措置をせずに生じた事故は、市は一切の責任を負わないものとします。

### (5) 用具の貸出

- ・みどりのパートナー活動に必要な用具貸し出しを受けようとする承認団体は、**みどりのパートナー活動用具貸出申請書(要綱様式第9号)**を提出してください。
- ・用具貸し出しを承認するときは、**みどりのパートナー活動用具貸出決定通知書(要綱様式第10号)**により通知します。
- ・貸出用具を毀損若しくは亡失したときは、事由によっては費用弁償を求めるときがあります。

### (6) 連絡会

- ・みどりのパートナーの連携を図ることを目的として、「みどりのパートナー連絡会」設置します。  
また、連絡会に必要なに応じて「地域連絡会議」を設置しますので、出席要請をされたときは、出席するように努めてください。